

令和7年度 第11回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和8年2月10日(火) 午後3時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎2階 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 安谷 潔美	2番 石賀 英男	3番 村上 隆	4番 幅田 高広
	5番 丸山 環	6番 小前 茂雄	7番 久米 繁好	8番 中本 敏彦
	9番 足立 紀美世	10番 前田 正秀	11番 伊藤 英之	12番 潮 智博
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (10人)	北中 善隆	遠藤 一夫	三嶋 邦彦	三浦 勝美
	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦	入江 俊郎
	澤田 光秋	山本 智彦		
欠席推進委員 (2人)	池山 晃広	秦野 英作		
事務局	事務局長 宮本 徹、参事 毎田 陽子、局長補佐 岩本 隆宏			
提案議案	議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第42号 非農地証明申請について 議案第43号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第44号 所有者等を確認することができない農地の公示について			
報告事項				

<p>議長</p> <p>全員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和7年度 第11回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和7年度 第11回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は池山委員と秦野委員です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議事録署名委員の指名ですが、1番 安谷委員、2番 石賀委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。</p> <p>申請番号24番、権利の種別は売買、農地の所在は大字下伊勢■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,520㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は4,819㎡です。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>本件農地は、譲受人の母親名義で母親が耕作していましたが、譲受人が経営する会社の倒産により、担保に入っていた本件農地が競売にかけられることになりました。そのため、親戚の譲渡人に落札してもらい、引き続き母親が耕作しておられました。しかし、昨年、母親が亡くなり、譲渡人も高齢のため本件農地の管理ができないため、譲受人に売買の話を入れました。このたび、双方の合意で、芝耕作目的での売買の話合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は■■■■■■■■■■円、10a当たり■■■■■■■■■■円となります。取得後は、芝を耕作されます。</p> <p>申請番号25番、権利の種別は交換、農地の所在は大字勝田■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は199㎡です。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>本件農地は、次に説明します申請番号26番の農地と昔に交換していましたが、所有権移転登記の手続を行っていませんでした。このたび双方の合意で、家庭菜園目的での交換の話合いがまとまったため、申請をされたものです。取得後は、自家用野菜を耕作されます。</p> <p>申請番号26番、権利の種別は交換、農地の所在は大字勝田■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は192㎡です。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。</p>

<p>議長</p>	<p>本件農地は、この前に説明しました申請番号25番の農地と昔に交換していましたが、所有権移転登記の手続を行っていませんでした。このたび双方の合意で、家庭菜園目的での交換の話合いがまとまったため、申請をされたものです。取得後は、自家用野菜を耕作されます。</p> <p>以上3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第42号 非農地証明申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お手元の議案書は2ページ、説明図は3ページから12ページをご覧ください。</p> <p>議案第42号 非農地証明申請について、農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号11番と申請番号12番は同じ場所になりますので、一括でご説明させていただきます。</p> <p>申請番号11番、申請人は琴浦町内の個人です。土地の所在は大字上伊勢[黒塗り]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は212㎡で判定地目は原野です。</p> <p>申請番号12番、申請人は琴浦町内の個人です。土地の所在は大字上伊勢[黒塗り]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は1,613㎡で、判定地目は原野です。</p> <p>申請事由の概要です。「申請地は、申請者が小学生の頃まで父親が水稻を耕作していたが、それから50年以上農地として使用していない。その後、雑草が生い茂り原野状態となり現在に至る。」というものです。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は「耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」と考えます。</p> <p>申請地は農用地区域外に位置していること、原野化してから20年以上経っており農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。</p>

申請番号13番、申請人は琴浦町外の個人です。土地の所在は大字赤碕、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は305㎡で、判定地目は宅地です。

申請事由の概要です。「申請地は、住居地1089番2の隣接地で、昭和40年以前から宅地として使用している。現在もブロック組積造に囲われ住宅敷地と一体化し、宅地として利用している。」というものです。

非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は「人為的なかい廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」と考えます。

申請地は農用地区域外に位置していること、宅地として利用してから20年以上経っており農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。

申請番号14番、申請人は琴浦町内の個人です。土地の所在は大字光好、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は289㎡で判定地目は宅地です。

申請事由の概要です。「申請地は、平成13年頃に農業用倉庫を建築するまでは耕作していた。その後、平成15年に倉庫を増築し現在に至るというものです。令和4年に申請地を相続したが、居住地から遠いため管理が行き届かない状態であり、今後も倉庫を解体する予定はなく、農地として耕作することはない。」というものです。

非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は「人為的なかい廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」と考えます。

申請地は農用地区域外に位置していること、宅地として利用してから20年以上経っており農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上でございます。

現地確認の報告をお願いします。

2月3日、私と北中委員、福田会長、村上委員、上伊勢地区担当の池山委員、事務局岩本補佐の6名で現地確認を行いました。

場所は、集落の南側、加勢蛇川左岸の堤防西側の農地で、の南側にあります。北側は宅地、西側、南側は道路、東側は水路に接しております。

現場は説明図の写真のとおり、加勢蛇川西岸の堤防と農道に挟まれた

議長  
石賀委員

	<p>小集団の農地で、周囲より一段低い場所にあり、ぬかるみのひどい田んぼになります。長年耕作されておらず原野状態となっており、耕作には適さない状況の農地であることを確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。</p> <p>続きまして赤碕地区の農地です。2月3日、私と北中委員、赤碕地区担当の入江委員、事務局岩本補佐の4名で現地確認を行いました。場所は、赤碕駅前の周囲を宅地に囲まれた場所にあります。北側、東側、南側は宅地、西側は農地に接しております。</p> <p>現場は説明図の写真のとおり、宅地に囲まれた場所で、敷地内に物置が建っており、周囲をコンクリートブロック塀で囲まれ、宅地として利用されてきました。長年にわたり農地として利用されていない状況を確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。</p> <p>最後に光好地区の農地です。2月3日、私と北中委員、光好地区担当の三浦委員、事務局岩本補佐の4名で現地確認を行いました。</p> <p>場所は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>集落中央の周囲を宅地に囲まれた場所にあります。北側、西側は宅地、南側は道路、東側は道路と水路に接しております。</p> <p>現場は説明図の写真のとおり、宅地に囲まれた場所で農業用倉庫が建っており、宅地として利用されてきました。長年にわたり農地として利用されていない状況を確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明、現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第43号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが関係委員に該当する私を含め、石賀委員、徳丸委員は退席をお願いいたします。この間、議長を中本会長職務代理者に交代します。</p> <p>(福田会長、石賀委員、徳丸委員の退席を確認)</p> <p>(中本職務代理者に議長を交代)</p>
事務局	<p>議案第43号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>お手元の議案書13ページをご覧ください。</p> <p>議案第43号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。初めに、賃貸借権設定の</p>

部からご説明します。

申請番号552番、土地の所在は大字森藤[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は2,971㎡です。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の法人で認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は10a当たり[REDACTED]円、貸借の期間は令和8年3月1日から令和18年2月29日までの10年間で再契約、飼料を耕作されます。

申請番号553番から27ページの580番までの28件については、ご覧のとおりです。

続きまして使用貸借権設定の部です。議案書28ページをご覧ください。

申請番号581番、土地の所在は大字中尾[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は2,042㎡です。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は無償、貸借の期間は令和8年3月1日から令和18年2月29日までの10年間で再契約、芝を耕作されます。

申請番号582番から37ページの598番までの17件については、ご覧のとおりです。

続きまして所有権移転の部です。議案書の38ページをご覧ください。初めに、所有者・機構間契約の部です。

申請番号15番、土地の所在は大字八幡[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は438㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は、野菜です。売買価格は[REDACTED]円、10a当たりでは[REDACTED]円となります。所有権の移転時期は令和8年2月27日で、土地の引渡時期は令和8年3月2日です。

申請番号16番、土地の所在は大字笹津[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,976㎡。申請地は外に2筆あり、3筆の合計面積は4,365㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は、飼料です。売買価格は[REDACTED]円、10a当たりでは[REDACTED]円となります。所有権の移転時期は令和8年2月27日で、土地の引渡時期は令和8年3月2日です。

申請番号17番、土地の所在は大字笹津[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積204㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は659㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は、飼料です。売買

	<p>価格は [ ] 円、10a あたりでは [ ] 円となります。所有権の移転時期は令和8年2月27日で、土地の引渡時期は令和8年3月2日です。</p> <p>続きまして、機構・受け手間契約の部です。議案書の39ページをご覧ください。</p> <p>申請番号12番、土地の所在は大字八幡 [ ]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は438㎡です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は、野菜です。売買価格は [ ] 円、10a あたりでは [ ] 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和8年3月6日です。</p> <p>申請番号13番、土地の所在は大字笹津 [ ]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,976㎡。申請地は外に4筆あり、5筆の合計面積は5,024㎡です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は、飼料です。売買価格は [ ] 円、10a あたりでは [ ] 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和8年3月6日です。</p> <p>以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、この計画案に対して皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
澤田委員	<p>(澤田委員より挙手あり)</p> <p>31ページ、申請番号588番、受け人が米子市の在住ですが、そちらから通われて作付けをするのでしょうか。またはこちらに親戚があり農機具等があって作付けをされるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この譲受人の住所地は確かに米子市内ですが、以前からこちらに通って田んぼを作っておられた方で、営農実績があります。以前は米子から一時間くらいかかっていましたが、山陰道が開通したことにより通作の時間が短くなり、通って作れるということで判断させていただきました。以上でございます。</p>
議長	<p>他に皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>質問等が無いようですので、特に異議はなしとすることとします。(福田会長、石賀委員、徳丸委員の復帰を確認)</p> <p>(福田会長に議長交代)</p> <p>続きまして議案第44号 所有者等を確知することができない農地の公示について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

お手元の議案書40ページをご覧ください。

本議案は所有者不明農地制度によるもので、所有者が誰も分からない場合に公示することで利用権設定ができる制度になり、制度の流れを44ページに載せています。

議案第44号 所有者等を確知することができない農地の公示について、農地法第33条第1項に規定される「耕作の事業に従事するものが不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当し、遊休化のおそれがある農地について、同法第32条第2項において準用する同条第3項の規定に基づき、所有者等を確知することができない農地として公示することにつき意見を求めます。

1人目の登記名義人についてです。土地の所在は大字竹内■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,997㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は6,195㎡です。所有者は琴浦町内の個人で平成30年に死亡されています。

公示の経緯ですが、対象農地は所有者が平成30年に死亡し、相続登記が行われていなかった土地であります。現状は、琴浦町内の個人が荒廃しないよう耕作を行っています。

対象農地は基盤整備された優良農地であり、現在の耕作者が正式に手続を行った上で引き続き耕作することを希望されたため、所有者不明農地制度の手続に着手することとしました。

所有者の探索の結果42ページの相続関係図のとおり、所有者の相続人として兄弟3名を確認しましたが相続放棄されたとの情報があったため、令和7年12月15日付けで相続放棄の照会を鳥取地方家庭裁判所倉吉支部に実施した結果、3名とも相続放棄されていたことが確認できました。

2人目の登記名義人についてです。土地の所在は大字浦安■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積252㎡。申請地は外に2筆あり、3筆の合計面積は2,952㎡です。所有者は琴浦町内の個人で令和7年に死亡されています。

公示の経緯ですが、対象農地は所有者が令和7年に死亡し、相続登記が行われていなかった土地であります。現状は、長年耕作されておらず、雑草が生い茂っております。

対象農地は基盤整備された優良農地であり、琴浦町内の個人が耕作を希望されたため、所有者不明農地制度の手続に着手することとしました。

所有者の探索の結果43ページの相続関係図のとおり、所有者の相続人として子ども3名、孫3名を確認しましたが相続放棄されたとの情報があったため、令和7年12月15日付けで相続放棄の照会を鳥取地方家庭裁判所倉吉支部に実施した結果、6名とも相続放棄されていたこと

	<p>が確認できました。</p> <p>44ページをご覧ください。この公示があった日から起算して2カ月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構にその旨の通知を行います。当該公示に係る農地について鳥取県知事の裁定及び公告が行われますと、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構への利用権設定が行われることとなります。</p> <p>以上の「所有者等を確認することができない農地の公示」を行うにあたり、農地法第32条第2項において準用する同条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(安谷委員より挙手あり)</p>
議長	
安谷委員	<p>質問です。これはもし利用権設定をされた場合におけるの将来の話ですが、土地の所有者の名義人は誰になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>所有者は被相続人の名義のままになります。</p>
安谷委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>この案件は、何回か常設審議委員会に出ていて、このような案件が出てきましたというふうに皆さんには報告をしています。琴浦町でも出てきたということです。</p>
	<p>他に質問等はありませんか。</p> <p>(村上委員より挙手あり)</p>
村上委員	<p>地元に関係しているのでお聞きしたい。この案件について反対ではないのですが、最初の竹内の案件ですが、ここは田んぼ2筆での申し出をするようですが、この方は以前からかなり大きな農家の方で、田んぼに限らずたくさん農地を持っておられるように思います。田が約20,000㎡、畑も結構あり、農業委員会を通さずに梨を作ったり、畑も地域でも一番ではないかというほど農地、山林を持っておられる方です。その場合、他の農地については借人が申し出ていないからそのまましておくということでしょうか。たまたま今回は、借人がこの際、手続きを完璧にしておきたいということでこういった取り組みになったと思いますが、他の農地については、この際だから全て手続きしておこうということにはならないのでしょうか。</p>
議長	<p>相続人がいないので、この際だから全部手続きする、ということはなかなか難しいです。当然この申請を出すのは利用したいという人があるので、このような手続きをとります。</p>
村上委員	<p>わかりました。荒れてはいないので、何とか作ってきれいにしてあります。</p> <p>それと、私の勘違いかもしれませんが、この所有者の方は、旦那さん</p>

	<p>やご兄弟も死亡されたり相続放棄をされたりしていますが、定かではないのですが、この方は再婚で、以前の旦那さんとの間に子どもさんがあったように思う。かなり以前の話ではありますが、その子どもさんにも相続権はあるのでしょうか。そこまでは調べておられますか。</p>
事務局	<p>出生から死亡まで一連の戸籍を取り寄せて調べましたが、子どもの記録は載っていませんでした。</p>
議長	<p>他に質問等はありませんか。</p>
潮委員	<p>(潮委員より挙手あり)</p> <p>この制度には直接関係ないかもしれませんが、相続放棄をすると相続財産管理人というものが選任され、その人がすべて管理すると思っていたのですが、実際はどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>この2つの案件については相続財産管理人は立てていません。相続放棄をされたので自分のものではないということになります。例えば農地を購入したいという人が現れたら、相続財産管理人たる司法書士などを立ててされるということはあるのですが、今回の場合は、相続権のある方が全て相続放棄をされたが、正式な手続きを経て借りたい人がいる場合において、相続財産管理人を立てなくても所有者不明農地制度という新しく国が作った制度を使って、こうした手続きができるようになるものですので、相続財産管理人を立てなくても、44ページに則った手続きをすれば貸借ができるということになります。</p>
潮委員	<p>相続財産管理人を家庭裁判所に届け出ると、相続財産管理人を家庭裁判所が指名するのではなはいですか。そうしないと他の資産の関係がうまくいかないと思いますが。</p>
事務局	<p>利害関係人が申し立てない場合には、相続財産管理人が選任されないまま放置されるケースもありうる。必ず立てないといけないというものでもないで、今回はそういった対応になると思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。普通は相続財産管理人は立てるものですが、少しでもお金になればよいが、相続放棄されるものについては、大体借金もついてくるために放棄されることが多いと思います。どちらが採算が合うかということになりますので。当然、このような申請が出るということは、次に管理する方がいるので出ていくということになります。今までも常設審議委員会に出ている、皆さんにも何度か報告をしておりますが、何円で賃貸借契約をするかということで、賃貸借の場合は、小作料は法務局のほうに供託されるということになります。ゼロ円というのも他町ではあったと思いますが、ただ、ゼロ円で土地改良区費が賦課されているところはどうかという話も出てきます。当然、賃貸借してお金があるのであれば、土地改良区費をそこから支払うということになります。土地改良区費は、赤碓は700円、東伯は1,000円ということです。</p>

<p>三浦委員</p>	<p>他に質問等はありませんか。  (三浦委員より挙手あり)</p> <p>これは耕作者があるのでこのように出てくるとは思うのですが、将来的にその耕作者が、耕作できなくなった場合には、これは農地バンクがいつまでも保有することはできないし、元通りに荒れたままに還ってしまうということになるのでしょうか。それとも、農地バンクがずっと保有するというのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地バンクの保有期限が3年だったと思います。農地バンクから借りたいという人が作物を作ってくれていたものが、耕作できないから返しますと農地バンクに戻ってきた場合、制度が変わっていなければ、保有期限は3年を限度として、その間に農地バンクがお金を出して保全管理をして新たな借り手を探し続けるということになります。</p>
<p>議長</p>	<p>だから、普通は条件の良いところはこのように申請をしてこられるのです。条件の悪いところは、やはり他を探したほうがいいのではないかとなくなってしまう。なので、だんだんこのようなことは出てくると思います。うちの部落でも、先月も今月も農地を処分したい、いくらでもいいから、という相談が出てきています。話をしている事案では、父親は購入したいという希望で話を進めていたが、息子が「要りません」と止められていた。これから先は大変になると思っています。農業委員会は何とか条件の良いところを管理してもらうように、いろいろな方法をとって頂きたいと思います。また昨年4月から地域計画ができましたので、その地域計画に入っているところを、認定農業者等と中心になって頑張っていて、管理してもらうように、農業委員、農業利用最適化推進委員はお願いしていかなければならないと思っております。今後ともしっかりと活動をしていただきますようお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>他に質問等はありませんか。</p> <p>すみません、先ほどの潮委員のご質問について補足をさせていただきます。</p> <p>潮委員のご意見では、貸借の手続きをするときに、このような所有者不明農地制度によらず、相続財産管理人（民法改正によって「相続財産清算人」に変更された）を立てる場合と立てない場合とがあるのはなぜかということでしたが、亡くなられた方に多く財産があり、財産を受け継ぐ人がいる場合は購入してもらいたいので、その場合は相続財産清算人を選任し、不動産を売却し、その利益を相続人が分配されれば良いのですが、資産価値のある財産がない、人が借りたくなるような農地ではないとか、廃屋のような空き家しかなく価値がないといった場合には、相続財産清算人を選任するにも報酬の支払いが必要となるため、報酬との兼合いを計算すると、相続財産清算人は立てず、そのままにしておくほうが良いと判断をする方はもおられます。</p>

	<p>ですので、今回のように相続財産清算人は立てないが、借りたい人がいる場合には、このように所有者不明農地制度を活用して、使える農地を借りるうちに、使える人に使ってもらいましょうということで、こういう手続きを琴浦町でもやるようになったということです。</p> <p>なお、相続財産を放棄しても、放棄したままになりますので、勝手に国庫に帰属するというにはなりません。相続人にとって価値がないような財産であって、本当に国に返したいということであれば、法務局が行っている相続土地国庫帰属制度を使っただけでよく検討したほうがよいと考えております。</p> <p>(潮委員より挙手あり)</p>
<p>議長 潮委員</p>	<p>固定資産税を徴収するにはどうすればよいのですか。相続放棄したら売却などは相続財産清算人にしてもらえないので、立てない場合は行政が申し立てるのかどうかはわからないが、そういう家屋などが出てくるので、もしかしたら、ほとんどが相続財産清算人を立てていくんじゃないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>相続放棄したことが家庭裁判所で認められた場合、その人は固定資産税を支払う必要はなくなります。ただし、1月1日時点での所有者として登録されている場合、役場に相続放棄の手続が正式に完了しましたという事実を伝えなかった場合は、固定資産税の支払通知書が届く場合があるということです。</p>
<p>議長</p>	<p>税務課が家庭裁判所に照会をしてその事実を得るのか、それとも相続権のある方が相続放棄したことを報告に来られるのか、税務課の職員でないとわからないのですが、相続放棄をしたことを正式に家庭裁判所に認められると、固定資産税の支払いをしなくてもよいということになります。</p>
<p>議長 安谷委員</p>	<p>他に質問等はありませんか。</p> <p>(安谷委員より挙手あり)</p> <p>これはすごくいい制度だと思うのですが、将来もし誰も使われなくなったときに、国庫に帰属ということも言われたと思います。ところが国庫に帰属ということは簡単にはできなくて、申請すれば法務局が勝手にしてくれるというものではないので、もう少し事務局で相続財産清算人のことを調べていただけたらと思います。認めるのはいいと思いますけれども、後々大変なことになるような気がします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>すみません、事務局は何を勉強させてもらえればよいのでしょうか。</p> <p>相続人がいなくなったら、誰が国庫帰属の手続きをするのかについてです。</p>
<p>事務局</p>	<p>相続権のある方が法務局に、しかも鳥取県内では支局ではなく、鳥取地方法務局（本局）が相談窓口になっているということなので、相談するのに遠くまで行かなければならないのですが、鳥取地方法務局（本局）</p>

議長	<p>で相談に乗ったり手続ができたりするそうです。</p> <p>なかなか難しい相続の関係で、我々は農地法で動いていますので、農地法でこういった案件が出てきたということです。ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>そうしますとこの公示について農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、承認することと決定いたします。</p> <p>続きましてその他に移ります。農家相談の報告をお願いしたいと思いますが、1月20日に安谷委員と澤田委員に対応いただきましたが、相談がなかったようです。</p> <p>続きまして2月3日に石賀委員と北中委員に農家相談の対応いただき、1件ありましたので報告をお願いします。</p>
石賀委員 議長	<p>(農家相談報告1件)</p> <p>続きましてその他に移ります。営農型太陽光発電設備の下部の農地における栽培実績書及び収支報告書について。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊につけております報告事項をご覧ください。営農型太陽光発電設備の下部の農地における栽培実績書及び収支報告書について、営農型太陽光発電設備の下部の農地における農産物の生産に係る実績について、下部の農地の営農における収支状況について別紙のとおり報告書が提出されたので、つぎのとおり報告します。</p> <p>営農型太陽光発電設備の一時転用については、栽培実績報告書と収支報告書を2月末までに提出することが義務付けられています。この度は、太陽光発電設備の設置工事の施行期間中であるため、収穫の実績も収支の実績もありませんでした。その旨の報告がありましたので、ここに報告をさせていただきます。以上です。</p>
議長 事務局	<p>続きまして、非農地通知について事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>非農地通知について、令和7年12月総会において非農地判断をおこなった農地の所有者に対して、2月10日付で通知文書を郵送します。農業者の方から問い合わせがあると思いますが、再生理由が困難と見込まれる荒廃農地について、農業委員会が非農地判断をおこなったものであり、3カ月の異議申立期間を経て町が法務局に対し地目変更登記を行うよう依頼するという事をご説明いただければと思いますので、よろしく願いします。</p> <p>対象としては405名、748筆となります。相続放棄及び宛先不明で送付しない方が13名、25筆あります。判明者である405名に通知を送付する予定にしております。以上でございます。</p>
議長	<p>これは3年分ですか。事務局の都合で3年分まとめてということにな</p>

	<p>っております。2、3件、自分は適切に管理しているという話も出てきているので、もしそういう話が出たら謝っておいてください。対応よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして令和7年農作業標準料金について、町報2月号に一覧表を掲載しました。町のホームページに掲載しております。農業委員会事務局にはチラシを置いていますのでご活用ください。</p> <p>続きまして農業委員、推進委員の募集説明会について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>協議会の報告事項のところでも触れましたが、農業委員、推進委員の募集に関する説明会を2月18日（水）13時30分より役場分庁舎3階の会議室で開催いたします。意欲や関心のある方のお越しをお待ちしておりますので、お声掛けをされている方にはぜひお越しいただくようご案内をお願いいたします。町報2月号にも記事を掲載し、ホームページでも募集、防災行政無線でも呼び掛けておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。</p>
事務局	
議長	<p>その他皆さんの方で何かご意見はございますか。</p> <p>(石賀委員より挙手あり)</p>
石賀委員	<p>(認定農業者協議会総会について説明)</p>
議長	<p>皆さんの方で何かご意見等があればお願いします。</p> <p>(意見等無し)</p> <p>以上を持ちまして令和7年度 第11回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>